

2 引取り・収容

飼い主等からの引取り等によって収容され、一定の保管期間を過ぎた子猫たちが、譲渡候補の子猫となります。



飼い主等からの引取り

飼い猫が子猫を産んでしまったので引取ってほしいと、飼い主等からの引取り依頼があった場合には、飼い主の責任について、十分な指導を行う必要があります。

- ①最も大事なものは、母猫の不妊手術を早急に必ず行うように指導することです。誓約書を書いてもらい、実施報告をしてもらうことを条件に子猫を引取る、それが実施されない場合には今後子猫の引取りには応じない、としている自治体もあります。実際にどのくらいの数の子猫が殺処分されているか、具体的に話すことで効果を上げる場合もあります。
- ②安易に引取りを求めるのではなく、飼い主みずから積極的に子猫の貰い手を探すようアドバイスしましょう。HPやスーパーの掲示板を利用したり、愛護団体へ相談するなど、具体的なアイデアを示すことで飼い主の行動につながることもあります。
- ③引取り依頼のあった子猫がまだ離乳前である場合には、収容しても飼育が難しいこと、また、自力でフードが食べられるようになるまで母猫のもとで飼育してから連れてきてもらえば譲渡の可能性があることを説明している自治体もあります。母猫が育てることで、子猫は免疫がついて順調に成長し、また猫同士の社会化が促進されるという利点もあります。もちろん、飼い主も貰い手探しをするように付け加えましょう。



収容

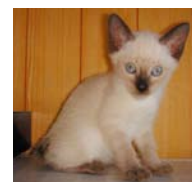
飼い主の判明しない子猫を引取り、収容する場合には、可能な限り、感染症予防と事故防止のため、他の動物とケージを分けて搬送・収容するようにしましょう。

確実に同胎と思われる子猫同士であれば、同じケージに入れてもいいでしょう。

なお、飼い主の判明しない猫が産んだと思われる子猫の収容数が多いのは、どこの自治体にとっても悩みの種です。根本的な問題として、地域住民とも協力し、飼い主の判明しない猫の問題について、積極的に取り組んでいくことも必要でしょう。



松本保健所では、引取りの猫が持ち込まれると、収容施設内にいるまよえに、まず保健所のスタッフが簡単な健康チェックを行い、そのうえで長野県動物愛護会「ネコ部会」に連絡します。ネコ部会では、一時預かりボランティアのキャパシティを確認し、受け入れできる場合は、すぐに引取り。その後、十分なケアと社会化、不妊去勢手術を行うことから一般家庭に譲渡されます。譲渡のための施設や人員がどうしても不足している保健所では、こうした民間団体との密な連携が、子猫の譲渡を推進する力になります。松本保健所では、現在年間に約120頭の子猫が「ネコ部会」を通じて譲渡されるという実績を上げています。



松本市 民間団体との連携

事例⑨